

入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）による。
- (3) 入札数量の上限数量 : 農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する数量。
この数量は、各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係るすべての対象米穀に対する入札数量の上限である。
- (4) 申込数量の制限 : 入札書に記載する申込数量は、対象米穀一覧表の各整理番号の提示数量を超えてはならない。
対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号については、入札書に記載する申込数量を、当該整理番号の提示数量の全量とする。
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの玄米60キログラム当たりの価格及び数量（トン）により行うものとする。
初度の申込みに係る入札において落札残が生じる場合は、落札残について入札を行う。
入札は、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）の機能を用いて実施する。
- (6) 引取期限 : 令和7年6月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

2 入札に参加する者

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知）第2の3により、入札に参加する者の要件を満たすことを農林水産省農産局長から通知を受けている者（以下「入札参加者」という。）。

3 入札関係書類の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 掲載ウェブサイト

入札書の様式は、受託事業体、年産によって整理番号等が異なるので注意すること。

① 丸紅食料株式会社 食品農産部 農産課の掲載ウェブサイト

<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>

② 農林水産省農産局のウェブサイト（政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hambai.html

(2) 期間：令和7年4月16日（水）から令和7年4月23日（水）まで

4 入札説明会

入札参加者を対象に、農林水産省農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）との共催で入札説明会を行う。

(1) 参加申込期限： 令和7年4月18日（金）10：00

(2) 申込方法： 下記の申込先メールアドレスに、法人名、出席者の所属、役職及び氏名並びに連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記載した電子メールを送信すること。

メールの件名は「令和7年4月18日入札説明会参加申込み（〇〇）」とすること。

注：「（〇〇）」には、法人の略称を記入。

申込先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(3) 入札説明会開催日時：令和7年4月18日（金）16：00～

(4) 開催方法等：WEB会議（Microsoft Teams）により開催する。

参加者は、貿易業務課から送信するWEB会議用のURLにより参加する。

5 入札書の提出方法等

(1) 提出先

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(2) 入札書等受付締切日時

① 初度の申込み

令和7年4月23日（水）10時00分必着

② ①の落札残がある場合の申込み

令和7年4月24日（木）14時00分必着

③ ②の落札残がある場合の申込み

令和7年4月25日（金）14時00分必着

※ ①又は②の入札の進行状況により、時間を変更する場合がある。変更する場合は、貿易業務課から、入札参加者に連絡する。

(3) 入札書の作成方法

入札書は、別紙2の入札書（注）により、受託事業体別、年産別に作成すること。

※注：入札書の電子ファイルは、貿易業務課から入札参加者に提供する。

入札を希望する整理番号の申込数量（トン単位）、申込単価（円/玄米60kg当たり）を入力すること。

入札を希望しない整理番号の申込数量欄及び申込単価欄は空欄とし、「0」（ゼロ）を含めて何も入力しないこと。

入札の様式は、行及び列の加除、整理番号の変更又は削除をはじめ、様式の変更を行わないこと。

入札書のファイル名は、「受託事業体：○年産：○度：入札参加者（略称）」とすること。（例：「〇〇食糧：6年産：初度：〇〇米穀」）

(4) 入札書の提出方法

入札書を添付した電子メールを、(1)の提出先メールアドレスに、(2)の入札書等受付締切日時までに送信すること。

提出先メールアドレスに電子メールを受信後、貿易業務課から入札参加者に入札書を受領した旨を返信する。（一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課に問い合わせていただきたい。（夜間、休日を除く。））

返信メール送信後の入札書の変更、再提出は認めない。

また、入札書を添付した電子メールが複数回送信された場合は、最も早く到着した電子メールを有効とする。

6 入札（開札）を執行する日時

- (1) 日時：令和7年4月23日（水）～令和7年4月25日（金）
- (2) 入札は、米麦システムの機能を用いて実施する。

7 入札の無効又は取消し

- (1) 本公告に示した入札参加者でない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した入札並びに申込単価に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (3) 同一の整理番号に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。

- (4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する入札を取り消すことがある。
- (5) その他この入札に関する制限に違反する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 入札参加者から提出のあった入札書において、整理番号ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない農林水産省職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- (5) 落札残に係る入札においては、入札参加者が入札書に記載した各整理番号の申込数量から、当該整理番号に係る落札数量を差し引いた数量を申込数量とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

当該入札に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

11 同意事項

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。
- (3) 引取期限（令和7年6月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の入札に参加できないこと。
 - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があること。

12 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (2) 2の「入札に参加する者」については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

令和7年4月16日

所在地：東京都港区東新橋2-3-17

受託事業体名：丸紅食料株式会社

食品農産部農産課

担当：山本、北寺

電話：070-4024-1203/070-4024-1204

【別紙１】

政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体：丸紅食料株式会社

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35301	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	１等	フレコン 1,080	22	21,600
35302	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	２等	フレコン 1,080	32	32,400
35303	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	１等	フレコン 1,080	773	773,280
35304	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	１等	紙袋 30	36	35,760
35305	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	２等	フレコン 1,080	80	79,920
35306	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	１等	フレコン 1,080	103	102,600
35307	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	２等	フレコン 1,080	86	86,400
35308	青森県	水稲うるち玄米	令和５年産	青森県	まっしぐら	１等	フレコン 1,080	420	420,120
35309	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	紙袋 30	34	34,380
35310	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	紙袋 30	28	27,660
35311	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	１等	紙袋 30	85	84,600
35312	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	紙袋 30	69	68,760
35313	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	３等	紙袋 30	4	4,320
35314	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	げんきまる	１等	フレコン 1,080	107	106,920
35315	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	げんきまる	１等	紙袋 30	18	18,120
35316	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	げんきまる	２等	フレコン 1,080	91	90,720
35317	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	げんきまる	２等	紙袋 30	24	23,640
35318	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	げんきまる	３等	フレコン 1,080	27	27,000
35319	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	１等	フレコン 1,080	216	216,000
35320	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	１等	紙袋 30	36	36,060
35321	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	２等	フレコン 1,080	28	28,080
35322	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	２等	紙袋 30	23	22,740
35323	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	３等	フレコン 1,080	9	8,640
35324	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ササニシキ	３等	紙袋 30	3	2,520
35325	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	１等	紙袋 30	63	62,880
35326	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	フレコン 1,080	108	108,000
35327	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	紙袋 30	45	45,000
35328	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	３等	紙袋 30	8	8,430
35329	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	まなむすめ	１等	フレコン 1,080	186	185,760
35330	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	まなむすめ	１等	紙袋 30	35	34,620
35331	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	まなむすめ	２等	フレコン 1,080	45	45,360
35332	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	まなむすめ	２等	紙袋 30	9	9,120
35333	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	１等	フレコン 1,080	25	24,840
35334	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	１等	紙袋 30	11	10,950
35335	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	２等	フレコン 1,080	16	16,200
35336	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	２等	紙袋 30	1	750
35337	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	フレコン 1,080	17	17,280
35338	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	２等	紙袋 30	37	37,110
35339	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	ひとめぼれ	３等	フレコン 1,080	24	23,760
35340	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	１等	フレコン 1,080	811	811,080
35341	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	１等	紙袋 30	149	149,370
35342	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	２等	フレコン 1,080	103	102,600
35343	宮城県	水稲うるち玄米	令和５年産	宮城県	萌えみのり	２等	紙袋 30	12	11,550
35344	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	１等	フレコン 1,020	1,244	1,244,400
35345	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	１等	紙袋 30	579	579,330
35346	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	２等	フレコン 1,020	146	145,860
35347	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	２等	紙袋 30	113	113,130
35348	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	３等	フレコン 1,020	6	6,120
35349	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	めんこいな	３等	紙袋 30	22	21,870
35350	秋田県	水稲うるち玄米	令和５年産	秋田県	あきたこまち	２等	紙袋 30	239	238,800

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35351	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	フレコン 1,020	112	112,200
35352	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	紙袋 30	18	18,150
35353	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	3等	フレコン 1,020	47	46,920
35354	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	紙袋 30	363	362,880
35355	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ハイブリッドとうごう4号	1等	フレコン 1,020	99	98,940
35356	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ハイブリッドとうごう4号	2等	フレコン 1,020	101	100,980
35357	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	98	97,710
35358	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	フレコン 1,020	295	294,780
35359	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	58	58,110
35360	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	2	2,040
35361	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	598	597,720
35362	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	紙袋 30	10	10,350
35363	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	3等	フレコン 1,020	54	54,060
35364	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	3等	紙袋 30	8	8,010
35365	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	フレコン 1,020	703	702,780
35366	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	紙袋 30	29	28,740
35367	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	3等	フレコン 1,020	627	627,300
35368	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	3等	紙袋 30	47	47,220
35369	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	フレコン 1,080	45	45,360
35370	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	紙袋 30	1	1,020
35371	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ハイブリッドとうごう4号	2等	フレコン 1,020	145	144,840
35372	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ハイブリッドとうごう4号	3等	フレコン 1,020	46	45,900
35373	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	154	153,660
35374	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,020	45	44,880
35375	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	35	34,620
35376	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,020	7	7,140
35377	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	5	4,890
35378	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	46	45,900
35379	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	96	96,090
35380	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	6	5,610
35381	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	フレコン 1,020	219	219,300
35382	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	紙袋 30	17	16,770
35383	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	2等	フレコン 1,020	15	15,300
35384	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	3等	フレコン 1,020	2	2,040
35385	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	7	7,140
35386	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	1	720
35387	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 1,020	2	2,190
35388	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	フレコン 1,020	10	10,200
35389	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	紙袋 30	33	33,210
35390	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	フレコン 1,020	6	6,120
35391	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	紙袋 30	25	25,290
35392	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	紙袋 30	159	159,150
35393	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	96	95,880
35394	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	74	74,190
35395	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	79	78,810
35396	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,020	7	7,140
35397	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	215	215,490
35398	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	40	39,570
35399	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	紙袋 30	405	405,120
35400	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	321	321,300
35401	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	フレコン 1,020	143	142,800
35402	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	58	58,050
35403	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	サキホコレ	1等	紙袋 30	56	55,830
35404	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	サキホコレ	3等	紙袋 30	5	4,920
35405	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	120	119,610

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35406	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	24	24,030
35407	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	648	647,700
35408	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	紙袋 30	147	146,760
35409	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	563	563,040
35410	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	紙袋 30	421	420,870
35411	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	3等	フレコン 1,020	59	59,160
35412	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	3等	紙袋 30	28	28,050
35413	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	フレコン 1,020	33	32,640
35414	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	330	330,480
35415	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	138	137,850
35416	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	31	30,780
35417	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	フレコン 1,020	136	135,660
35418	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	紙袋 30	175	174,750
35419	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	14	14,280
35420	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	18	17,520
35421	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	フレコン 1,020	3	3,060
35422	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	10	10,200
35423	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	フレコン 1,020	249	248,880
35424	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	1等	紙袋 30	16	15,720
35425	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	2等	フレコン 1,020	32	31,620
35426	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ちほみのり	2等	紙袋 30	6	6,270
35427	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	52	52,020
35428	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	紙袋 30	16	15,600
35429	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	110	110,160
35430	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	紙袋 30	9	8,760
35431	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	3等	紙袋 30	1	990
35432	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	フレコン 1,020	34	33,660
35433	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	1等	紙袋 30	30	30,180
35434	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	紙袋 30	12	12,000
35435	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	3等	紙袋 30	4	3,900
35436	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	1等	フレコン 1,020	3	3,060
35437	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	1等	紙袋 30	5	5,130
35438	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	2等	フレコン 1,020	257	257,040
35439	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	2等	紙袋 30	58	58,260
35440	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	3等	フレコン 1,020	8	8,160
35441	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	萌えみのり	3等	紙袋 30	21	21,000
35442	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	397	396,780
35443	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	フレコン 1,020	322	322,320
35444	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	3等	紙袋 30	103	103,290
35445	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	112	112,320
35446	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	44	43,530
35447	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン 1,080	909	909,360
35448	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	1等	紙袋 30	93	92,610
35449	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	2等	フレコン 1,080	15	15,120
35450	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	2等	紙袋 30	1	720
35451	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	130	129,600
35452	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	2	1,920
35453	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	21	20,520
35454	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	119	118,980
35455	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,080	4	4,320
35456	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	1	630
35457	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン 1,080	58	58,320
35458	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	1等	紙袋 30	1	900
35459	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	まなむすめ	2等	紙袋 30	2	1,560
35460	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	838	838,080

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35461	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	159	158,760
35462	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	700	699,840
35463	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	297	297,000
35464	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	19	19,440
35465	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	あきたこまち	1等	紙袋 30	25	25,410
35466	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	あきたこまち	2等	紙袋 30	18	18,150
35467	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	87	86,670
35468	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	50	49,770
35469	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	193	193,320
35470	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	642	641,520
35471	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	166	166,320
35472	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	40	39,960
35473	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	163	162,750
35474	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	2	2,160
35475	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	54	54,060
35476	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,080	1	1,080
35477	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	121	120,960
35478	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	114	114,390
35479	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	27	27,000
35480	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	80	79,950
35481	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	157	156,600
35482	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	178	178,080
35483	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	42	42,120
35484	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	374	374,070
35485	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	紙袋 30	118	118,290
35486	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	108	108,000
35487	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	45	44,760
35488	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	フレコン 1,080	17	17,280
35489	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	紙袋 30	33	32,820
35490	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	3等	紙袋 30	3	2,670
35491	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	3	3,000
35492	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	1	570
35493	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	2	1,800
35494	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	11	10,530
35495	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	24	23,730
35496	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	13	12,540
35497	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	4	3,720
35498	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきたこまち	1等	紙袋 30	11	10,920
35499	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきたこまち	2等	紙袋 30	2	2,310
35500	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	299	299,160
35501	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	89	89,190
35502	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	277	277,260
35503	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,080	28	28,080
35504	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	24	23,640
35505	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	420	419,670
35506	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	26	25,920
35507	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	379	379,020
35508	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,080	5	5,400
35509	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	17	16,860
35510	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	201	200,880
35511	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	74	74,100
35512	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	183	182,520
35513	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	267	266,790
35514	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	紙袋 30	2	2,370
35515	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	161	160,920

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35516	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	444	444,450
35517	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	紙袋 30	56	56,460
35518	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	3等	紙袋 30	32	32,070
35519	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	83	83,160
35520	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	26	25,920
35521	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,080	2	2,160
35522	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	117	116,640
35523	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	10	9,720
35524	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	26	25,560
35525	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	5	4,560
35526	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	426	425,520
35527	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	フレコン 1,080	63	62,640
35528	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	3等	フレコン 1,080	65	64,800
35529	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	2	2,160
35530	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	283	282,900
35531	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	9	8,640
35532	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	173	173,100
35533	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	99	98,880
35534	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	151	151,200
35535	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	275	275,130
35536	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	2	2,160
35537	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	29	29,280
35538	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	13	12,960
35539	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	13	12,960
35540	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	52	51,840
35541	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	紙袋 30	60	59,730
35542	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	437	437,400
35543	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	95	95,070
35544	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	フレコン 1,080	30	30,240
35545	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	紙袋 30	12	12,150
35546	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	51	50,760
35547	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	10	9,810
35548	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,080	6	6,480
35549	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	フレコン 1,080	40	39,960
35550	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	紙袋 30	8	7,530
35551	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	紙袋 30	2	2,040
35552	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	24	23,760
35553	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	68	68,460
35554	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	12	11,730
35555	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	13	12,960
35556	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	5	4,800
35557	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	91	90,720
35558	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	2	1,620
35559	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	13	12,960
35560	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	81	81,000
35561	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	50	50,160
35562	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	8	7,560
35563	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	20	20,010
35564	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	5	5,400
35565	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	1	1,200
35566	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	フレコン 1,080	54	54,000
35567	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	紙袋 30	1	690
35568	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	フレコン 1,080	16	16,200
35569	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	紙袋 30	5	5,280
35570	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	69	69,120

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35571	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	65	65,160
35572	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	9	8,640
35573	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	33	32,520
35574	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	92	91,800
35575	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	262	262,440
35576	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	94	93,810
35577	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	25	24,840
35578	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	紙袋 30	35	34,530
35579	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	20	19,800
35580	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	フレコン 1,080	67	66,960
35581	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	紙袋 30	19	18,690
35582	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	3等	フレコン 1,080	16	16,200
35583	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	1等	フレコン 1,080	16	16,200
35584	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	1等	紙袋 30	2	1,920
35585	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	48	47,520
35586	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	55	54,900
35587	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	6	6,480
35588	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	3	3,030
35589	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	3	2,640
35590	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	フレコン 1,080	110	110,160
35591	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	紙袋 30	143	143,250
35592	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	フレコン 1,080	2	2,160
35593	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	紙袋 30	14	14,460
35594	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	120	119,880
35595	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	167	166,500
35596	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	4	4,320
35597	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	5	5,010
35598	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	111	111,240
35599	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	192	192,000
35600	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	35	34,560
35601	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	紙袋 30	9	8,700
35602	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	フレコン 1,080	106	105,840
35603	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	1等	紙袋 30	31	31,440
35604	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつづ	2等	紙袋 30	4	3,780
35605	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	1	1,410
35606	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	26	25,920
35607	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	35	35,280
35608	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	31	30,600
35609	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	80	79,920
35610	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	96	95,550
35611	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	3	2,940
35612	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	フレコン 1,080	120	119,880
35613	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	1等	紙袋 30	32	32,340
35614	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	フレコン 1,080	4	4,320
35615	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	2等	紙袋 30	25	25,050
35616	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつづ	3等	フレコン 1,080	39	38,880
35617	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	1等	紙袋 30	11	10,500
35618	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんこもり	1等	紙袋 30	100	100,050
35619	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんこもり	2等	紙袋 30	15	14,550
35620	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	1等	紙袋 30	89	89,310
35621	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	2等	紙袋 30	20	20,430
35622	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	3等	紙袋 30	9	9,240
35623	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんこもり	1等	紙袋 30	77	77,100
35624	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんこもり	2等	紙袋 30	2	2,160
35625	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	1等	フレコン 1,080	355	355,320

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
35626	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	1等	紙袋 30	60	60,450
35627	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	3等	紙袋 30	1	600
35628	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	あきだわら	1等	フレコン 1,080	35	34,560
35629	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	あきだわら	2等	フレコン 1,080	71	71,280
35630	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	あきだわら	2等	紙袋 30	5	4,560
35631	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	あきだわら	3等	フレコン 1,080	247	247,320
35632	富山県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	あきだわら	3等	紙袋 30	17	17,130
35633	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,020	6	6,120
35634	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	16	16,380
35635	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,020	4	4,080
35636	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	3	3,150
35637	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	風さやか	1等	フレコン 1,020	23	23,460
35638	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	風さやか	1等	紙袋 30	48	47,940
35639	長野県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	風さやか	2等	紙袋 30	4	3,870
35640	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	203	202,860
35641	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	15	14,550
35642	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	44	44,340
35643	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	18	17,520
35644	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	1等	紙袋 30	12	11,790
35645	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	2等	紙袋 30	14	13,830
35646	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	てんたかく	3等	紙袋 30	5	4,740
35647	香川県	水稲うるち玄米	令和5年産	岡山県	あきたこまち	1等	フレコン 960	12	11,520
35648	香川県	水稲うるち玄米	令和5年産	岡山県	あきたこまち	3等	紙袋 30	1	600
35649	香川県	水稲うるち玄米	令和5年産	岡山県	アケボノ	1等	フレコン 1,080	548	547,560
35650	香川県	水稲うるち玄米	令和5年産	岡山県	アケボノ	1等	紙袋 30	1	600

丸紅食料株式会社
食品農産部農産課 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和 5 年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35301		
35302		
35303		
35304		
35305		
35306		
35307		
35308		
35309		
35310		
35311		
35312		
35313		
35314		
35315		
35316		
35317		
35318		
35319		
35320		
35321		
35322		
35323		
35324		
35325		
35326		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35327		
35328		
35329		
35330		
35331		
35332		
35333		
35334		
35335		
35336		
35337		
35338		
35339		
35340		
35341		
35342		
35343		
35344		
35345		
35346		
35347		
35348		
35349		
35350		
35351		
35352		
35353		
35354		
35355		
35356		
35357		
35358		
35359		
35360		
35361		
35362		
35363		
35364		
35365		
35366		
35367		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35368		
35369		
35370		
35371		
35372		
35373		
35374		
35375		
35376		
35377		
35378		
35379		
35380		
35381		
35382		
35383		
35384		
35385		
35386		
35387		
35388		
35389		
35390		
35391		
35392		
35393		
35394		
35395		
35396		
35397		
35398		
35399		
35400		
35401		
35402		
35403		
35404		
35405		
35406		
35407		
35408		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35409		
35410		
35411		
35412		
35413		
35414		
35415		
35416		
35417		
35418		
35419		
35420		
35421		
35422		
35423		
35424		
35425		
35426		
35427		
35428		
35429		
35430		
35431		
35432		
35433		
35434		
35435		
35436		
35437		
35438		
35439		
35440		
35441		
35442		
35443		
35444		
35445		
35446		
35447		
35448		
35449		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35450		
35451		
35452		
35453		
35454		
35455		
35456		
35457		
35458		
35459		
35460		
35461		
35462		
35463		
35464		
35465		
35466		
35467		
35468		
35469		
35470		
35471		
35472		
35473		
35474		
35475		
35476		
35477		
35478		
35479		
35480		
35481		
35482		
35483		
35484		
35485		
35486		
35487		
35488		
35489		
35490		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35491		
35492		
35493		
35494		
35495		
35496		
35497		
35498		
35499		
35500		
35501		
35502		
35503		
35504		
35505		
35506		
35507		
35508		
35509		
35510		
35511		
35512		
35513		
35514		
35515		
35516		
35517		
35518		
35519		
35520		
35521		
35522		
35523		
35524		
35525		
35526		
35527		
35528		
35529		
35530		
35531		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35532		
35533		
35534		
35535		
35536		
35537		
35538		
35539		
35540		
35541		
35542		
35543		
35544		
35545		
35546		
35547		
35548		
35549		
35550		
35551		
35552		
35553		
35554		
35555		
35556		
35557		
35558		
35559		
35560		
35561		
35562		
35563		
35564		
35565		
35566		
35567		
35568		
35569		
35570		
35571		
35572		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35573		
35574		
35575		
35576		
35577		
35578		
35579		
35580		
35581		
35582		
35583		
35584		
35585		
35586		
35587		
35588		
35589		
35590		
35591		
35592		
35593		
35594		
35595		
35596		
35597		
35598		
35599		
35600		
35601		
35602		
35603		
35604		
35605		
35606		
35607		
35608		
35609		
35610		
35611		
35612		
35613		

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35614		
35615		
35616		
35617		
35618		
35619		
35620		
35621		
35622		
35623		
35624		
35625		
35626		
35627		
35628		
35629		
35630		
35631		
35632		
35633		
35634		
35635		
35636		
35637		
35638		
35639		
35640		
35641		
35642		
35643		
35644		
35645		
35646		
35647		
35648		
35649		
35650		

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、この入札説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「条件付売渡し要領」という。）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を入札執行者に対して提出させなければならない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等受付締切日時を過ぎたときは、応札することができない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書は、別紙2の書式により作成し申請者の氏名を表記し応札しなければならない。
- (2) 入札書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、入札参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして応札させる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による応札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 入札書（別紙2）の申込数量は、別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、買い受けを申し込む数量をトンの単位で記載（入力）することし、トン未満の端数を付してはならない。

また、提示数量が30トン未満の整理番号については、申込数量を当該整理番号の提示数量の全量とすること。

- (6) 入札書（別紙2）の申込単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの玄米60キログラム当たりの金額を円の単位で記載（入力）するものとし、円未満の金額を付してはならない。

なお、販売代金の支払に当たっては、落札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

- (7) 落札残が生じる場合は、これを対象として入札を行うこととし、入札は3回（初回を含む。）まで行う。

上記の入札（初回から3回）については、入札公告5の(2)の①の初度の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（初回から3回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

初回から3回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (8) (7)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（4回から6回）を行う。

上記の落札残に係る入札（4回から6回）については、入札公告5の(2)の②の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（4回から6回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

4回から6回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (9) (8)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（7回から9回）を行う。

上記の落札残に係る入札（7回から9回）については、入札公告5の(2)の③の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（7回から9回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

7回から9回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (10) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 入札参加者の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る対象米穀に対する入札数量の合計が、入札公告の1の(3)の農林水産省農産局長が入札参加数者別に設定する上限数量を超える者のすべての入札
- (2) 落札残に係る入札において、これまで落札した数量と落札残に係る申込数量の合計が上限数量を超えた場合の当該落札残に係る入札
- (3) 対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号の入札において、提示数量の全

量を申込数量としない入札

- (4) 入札書の様式を変更した入札
- (5) 競争に参加する要件を満たしていない者がした入札
- (6) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (8) 入札者の記名のない入札
- (9) 入札価格を訂正した入札
- (10) 入札価格に円未満の数を付した入札
- (11) 入札書が所定の記載方法によらない入札
- (12) 整理番号別の提示数量を超えて入札した者の当該整理番号に対する入札
- (13) 入札の対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (14) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした入札
- (15) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の当該入札
- (16) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札
- (17) 入札公告5の(4)以外の電信、電報及びファクシミリによる入札
- (18) 公正な手段によらない入札
- (19) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した入札

4 落札結果の通知

- (1) 落札の結果は、入札参加者に対し、入札執行日の最終日の翌日までに原則として入札要件審査の申請書に記載してある連絡先等に連絡を行う。
- (2) 落札の決定が遅れる等により、結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 契約の締結

- (1) 落札した入札参加者は、令和7年5月15日（木）までに契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札した入札参加者は、契約締結後、速やかに、農林水産省農産局長（農林水産省農産政策部企画課）に、条件付売渡し要領第5の1に基づく計画書を提出しなければならない。

7 入札に関する問い合わせ先

丸紅食料株式会社 食品農産部農産課
担当： 山本・北寺
電話： 070-4024-1203/070-4024-1204

令和7年4月16日

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における契約書

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/玄米 60kg
- 六 金額 〇〇〇〇円

買受数量の内訳は、別紙のとおりとする。

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定共有特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等同量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであ

って、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。

六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負

人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

（違約金）

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（違約金の納付期限）

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

（損害賠償）

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

（責任の免除）

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

（帳簿等の整備等）

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

2 乙は、乙の販売先との間で、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について別添様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。

3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先が、とう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合、給食等を提供する事業者の販売する場合又はとう精、輸送、保管若しくは決済能力を有する複数の卸売事業者と小売事業者等の実需者との間の契約等に基づき販売することとされている当該卸売事業者の販売する場合（転売による差益の収受を目的とするものではなく、当該実需者に販売された米穀が引き渡されることが明らかなものに限る。）には、玄米による販売を行うことができる。

4 乙は、乙の販売先との間で、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。

5 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。

6 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第 17 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、

農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(乙に係る制限)

第 19 条 乙は、政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しのに係る契約を政府と締結する。

2 乙は、前項の農産局長が定める期日について農産局長に対して協議を行うことができる。

令和 7 年 月 日

甲

乙

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書

(買受資格者名) 宛

年 月 日

住 所：
商 号又は名称：
代表者氏名：

買受年月日	産 年	産 地	品 種	等級	包装	種類	買受数量 (玄米トン)	金額 (円 (税抜き価格))
(合計)							0	0

(記載要領)
※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
※2 表2の販売数量欄は、買受けた当該米穀を販売した数量を、隔週ごと (月曜～翌週の日曜日まで (例：3/31～4/13)) に取りまとめ、直ちに報告すること。
※3 買受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先種が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の欄埋めが足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
※4 買受数量欄は玄米トン、販売予定数量欄及び販売数量欄は実トン単位 (少数第1位は四捨五入)、販売金額欄は円単位 (税抜き価格) で記入すること。
※5 報告に際しては、原則として電子ファイルで送付すること。なお、ファイル名は「条件付売渡しの販売数量等報告書 (商号又は名称)」とすること。

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績						販売数量 (合計)											
事業者区分	販売先 (事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円 (税抜き価格))	〇/〇 ～ 〇/〇		〇/〇 ～ 〇/〇		〇/〇 ～ 〇/〇		〇/〇 ～ 〇/〇		〇/〇 ～ 〇/〇	
						0											
						0											
						0											
						0											
(合計)						0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、フルダウンスリスト (中食・外食事業者、小売事業者) のいずれかを選択すること。
※ 種類欄は、フルダウンスリスト (精米、玄米) のいずれかを選択すること。

買受年月日	産 年	産 地	品 種	等級	包装	種類	買受数量 (玄米トン)	金額 (円 (税抜き価格))
(合計)							0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績							販売数量 (合計)							
事業者区分	販売先 (事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円 (税抜き価格))	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0	0/0 ~ 0/0
						0								
						0								
						0								
						0								
(合計)						0	—	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、フルダウンスリスト (中食・外食事業者、小売事業者) のいずれかを選択すること。
※ 種類欄は、フルダウンスリスト (精米、玄米) のいずれかを選択すること。

別紙

〇〇〇〇と、丸紅食料株式会社とは令和7年〇月〇日付け政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
契約書第1条に基づき、次の通り別紙を定める。

1. 対象取引

入札実施日	用途(使用用途)	販売対象月
令和7年〇月〇日～令和7年〇月〇日	主食用	令和7年〇月

2. 取引明細

種類	買受数量	単価	買受金額(税別)
政府所有米穀(備蓄米)			¥0
(買受数量内訳)			
【整理番号】	【数量】	【整理番号】	【数量】
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

3. 引渡条件

引渡期限	令和〇年〇月〇日 (引渡期限が休日に当たるときは、その前営業日とする)
引渡場所	指定倉庫場所渡し (受託事業体の合意による)
包装形態	国内在姿
決済条件	引渡日の前日より7営業日前までに受託事業体の指定口座へ振込むものとする
その他	① 引渡終了後の契約米穀の流通用途に関しては、受託事業体の業務対象外とする。 ② 引渡数量については、契約数量の5%の範囲で増減できることとする。